

2008年7月30日

独立行政法人国際協力機構（JICA）御中

清水規子（所属：国際環境 NGO FoE Japan）
田辺有輝（所属：「環境・持続社会」研究センター（JACSES））
満田夏花（所属：地球・人間環境フォーラム）

「環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認報告」の補足調査報告書に関するコメント

1. 現地調査を実施したこと自体は有意義であったのかもしれませんが、費やされた労力に比して報告書が全体的に形式的かつ表面的な報告になっている感が否めません。本当にこれ以上の発見や教訓、分析がなかったのか疑問を感じざるをえません。現段階の報告書は概要版であると承知しておりますので、全文版のドラフトが公表された段階で必要に応じてさらにコメントさせていただきます。
2. 本報告書の「まとめ」に関しては、結論に至った根拠との関係が不明な部分が多く、また恣意的ととれる記述が散見されます。最終報告書においては、「まとめ」についての根拠が記載されるべきです。
 - ・（p.5）「開発調査後、プロジェクトをとりまく状況は時間が経過するほど変化することも明らかになった。事業化のタイミングを考えた調査計画が重要となる。」
「プロジェクトをとりまく状況は時間が経過するほど変化する」ことは自明の話であり、ここで記述する意味がわかりません。後半は、「事業化ありき」の開発計画を容認した記述ととれますが、その真意がわかりません。
 - ・（p.10）「ステークホルダー協議を3回重ねることになり、混乱がみられたこと」
「混乱」の内容を書かず、またその要因分析を実施せずにこのような記述を「まとめ」に含めることは不適切です。また、ステークホルダー協議に関してその他の評価があったのにもかかわらず、このようなネガティブな記載だけ強調することに疑問を感じます。
 - ・一方で、例えば「現地 NGO によれば、ステークホルダー協議については、基本的に満足している。特に、住民は計画段階から参加できた点や、グループディスカッション・ワークショップなどの手法を取り入れた点は、評価できる」（p.4）という協議についての評価や、「住民からすれば、開催場所が遠いため参加できないようなことがあったこと、マスミーティングでは議論の時間が足りない、地元リーダー（バランガイキャプテン）の参加だけでは不十分で、NGO の関与が必要」（p.4）などの協議手法に関する反省点などについては分析し、「まとめ」に加えるべき点ではないかと考えます。
3. 住民からの具体的な意見およびそれらが調査実施後にどのように事業計画に反映された、または反映される見込みかという記述がほとんどありません。
4. 現時点で、事業計画が作成されているプロジェクトでは、調査段階で把握した影響の内容（移転世帯数や影響範囲等）と、実施計画におけるそれらとを比較するべきです。特

に、JICA 開発調査などの時点で評価した住民移転数との比較が必要であると考えます。なお、これは案件形成段階における社会影響の把握が適切であったかについて評価を行う指標の一つと考えます。

5. 開発調査や無償資金の事前の調査などにおける recommendation が、調査後、事業実施国側においてどのように対応され、事業計画などに反映されたか、あるいは反映される見込みなのかについて記載がありません。
6. 住民を対象としたステークホルダー協議や情報公開について、住民が適切に情報を受け取り、かつ意見表明ができたか否かという点についても、分析をするべきと考えます。
 - ・ プロジェクトに関する情報を得た方法として、政府及び協議による説明が 50%を超えていたのは、インドネシア「持続的沿岸漁業振興計画」のみで、他案件については、それ以下の数字が出ています。今後、協力準備調査が事業実施につながる可能性が高いことを鑑みると、事業実施に至る前の協力準備調査の段階から、協議において適切に影響住民をカバーし、その意見を反映させることが重要であると考えます。
 - ・ (p.9)「環境影響評価書については、本文は英語で作成され、」とありますが、ネパール語で作成されていないことによって、住民が適切に情報を受けることが困難であった可能性も考えられます。これに関する JICA ガイドラインに即した評価はどのようなものですか。
 - ・ (p.4)「これらの EIA に関する資料は、地方自治体が保有しており、求めに応じていつでも住民に提供されるようになっている。」とありますが、こうした体制であることを実際に住民は知っているのですか。また、求めがあった場合、どのような手続きで住民に提供されるのですか。
7. 主要なポイントについては、ガイドライン別紙 1「相手国に求める環境社会配慮の要件」に記載の事項からレビューを行うべきと考えます。例えば、以下の点において、ガイドラインに即した評価はどのようなものだったのですか。
 - ・ (p.14)「基本設計調査機関に移転対象住民の合意を取り付け、エルサルバドルの土地収用にかかる法律に基づき、手続きが進められた」
 - ・ (p.18)「土地所有者からの同意書の取り付け及び県政府が定める手続きによる金銭補償が行われ」
 - ・ (p.9)「補償に当たっては、移転委員会により、市場価格と政府価格を勘案して補償が行われる」¹

以上

¹ 市場価格と政府価格の間、すなわち市場価格を下回る補償になるものと考えられる。この場合、住民はどのように現在の資産と等価の資産を購入するのか。